

○新潟県中東福祉事務組合職員の特別ほう賞金に関する条例施行規則

平成2年10月29日組合規則第5号

改正

平成12年3月31日組合規則第4号

平成16年3月31日組合規則第4号

平成18年1月1日組合規則第5号

平成31年3月25日組合規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県中東福祉事務組合職員の特別ほう賞金に関する条例（平成2年組合条例第1号）による準用条例（平成18年五泉市条例第34号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、職員の特別ほう賞金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 五泉市職員の特別ほう賞金に関する条例施行規則（平成18年五泉市規則第26号）を準用する。

(審査会議)

第3条 前条において準用する五泉市職員の特別ほう賞金に関する条例施行規則第7条（審査会議）第1項の規定の適用については、次の職にある者をもって構成する。

- (1) 副管理者
- (2) 会計管理者
- (3) 事務局長

(読み替えの規定)

第4条 五泉市職員の特別ほう賞金に関する条例施行規則の各条項中「市長」とあるを「管理者」、副市長とあるを「副管理者」、各課長とあるを「事務局長」、総務課長とあるを「事務局長」、総務課とあるを「事務局」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則（平成12年3月31日組合規則第4号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日組合規則第4号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年1月1日組合規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月25日組合規則第4号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。